

漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂（全体像）



漁業系廃棄物処理ガイドライン：漁業系廃棄物（※）の適正処理の確保を目的として、漁業関係者等を対象に、廃棄物処理法に従った具体的な処理手順等を示したもの（平成3年に旧厚生省が作成）。 ※海岸漂着物と災害廃棄物は含まない。

漁業系廃棄物を取り巻く状況の変化

不法投棄事案の多発等を受け、廃棄物処理のルールが大幅に変更
⇔廃棄物処理法の度重なる大改正

海洋ごみの問題による漁業への影響や漁具流出への懸念
⇔海洋プラスチックごみ対策アクションプランの策定

適正処理のみならず、循環型社会の形成を重視する社会に変化
⇔循環型社会形成推進法を制定

改訂内容

漁業系廃棄物の処理に関係する廃棄物処理法等の最新の内容を反映

漁業者の廃棄物処理に役立つ情報（自己処理や委託先・契約内容について）を追加

発生抑制や循環的な利用（再使用、再生利用等）の参考事例を充実

普及啓発（関係省庁HP，地方公共団体、漁業者団体等を通じて周知）

排出事業者としての責任と適切な処理方法の理解を促進
⇒ 漁業関係者等の積極的な取組実現

最新の廃棄物処理法の内容を反映

漁業系廃棄物の排出事業者は、廃棄物処理法に則り、自らが出した廃棄物を最後まで適正に処理する義務を負う。H3年のG L作成以降、不法投棄事案の頻発などをうけ、同法は処理の基本的なルールに関して度重なる大改正を行ってきた。これらの改正を経た最新の廃棄物処理法に基づくルールのうち、特に漁業関係者等に影響のある事項を紹介することで、法に沿った適正な廃棄物処理についての理解を促進する。

廃棄物分類表の更新

漁業系廃棄物の排出事業者は、廃棄物を一般廃棄物/産業廃棄物を分けて処理する必要があるため、その分類を漁業資材ごとにわかりやすく記載。



保管基準

保管の際には、廃棄物が飛散・流出しないための措置をとるなどの基準を守る必要がある。

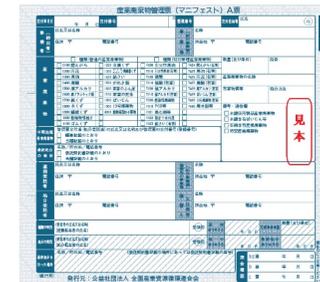
収集・運搬基準

運搬の際には、車の側面に廃棄物運搬車であることや会社名などを明示し、飛散・流出防止措置をとるなどの基準を守る必要がある。



許可業者への委託義務、マニフェスト交付義務

漁業者は廃棄物の処理を委託する場合には、それぞれの許可業者に委託しなければならない。産業廃棄物を委託する場合には、その引渡時に産業廃棄物管理票（マニフェスト（紙/電子））の交付をしなければならない。



出典：全国産業資源循環連合会

許可なしでの埋立の原則禁止

廃棄物を埋立する場合、規模にかかわらず、自治体の許可が必要。



野外焼却の原則禁止



☆ 漁業者はこれらのルールに従う義務があり、いずれも違反した場合は罰則が科せられる。

漁業系廃棄物処理ガイドラインの改訂（個別内容②）

廃棄物処理に役立つ情報の紹介

処理費用の確保、単独での委託、業者探しなどが難しいといった事情がある場合も、各漁業者が処理責任を全うできるよう、これらの事情に対応した情報を紹介し、①で紹介した適正な廃棄物処理の実践を促す。

処理費用の低減に役立つ自己処理の事例（漁網切断、付着物除去など）

委託前に漁網の切断や付着物除去しておくことで、処理業者での裁断・洗浄・分別等の費用を削減することができる。



委託契約の留意点

契約書作成の手引きや、複数関係者でまとめて委託する際の留意点などを紹介。

委託処理業者の探索方法



優良な処理業者の検索方法（優良産廃ナビ）や、全国産業資源循環連合会のHPなどを紹介。

循環的な利用等の事例紹介

ただ廃棄物を処分するだけではなく、その排出抑制や再利用等を行えば、それが海洋環境の保全や循環型社会形成への貢献となる。その具体的な事例を紹介することで、漁業関係者等の積極的な取組を促す。

漁網やロープのリユース

漁網やロープを補修して長く活用したり、防獣ネットとして再利用することで、廃棄物の発生抑制や費用削減につながる。

マテリアル・サーマルリサイクル

石油由来のプラスチックを再生利用・熱回収することにより、新たな石油資源の使用を削減し、技術開発を促進する。また、サーマルリサイクルにより、エネルギー資源として廃棄物を有効活用する。



漁網のマテリアルリサイクル
写真提供：リファインパース（株）

廃FRP船のマテリアル・サーマルリサイクル
出典：日本マリン事業協会HP

